ケア・コミュニケーション（第４版　FM1183）で使用している用語について

本書で使用している用語・表記の考え方は次のとおりです。改訂時には用語・表現の使用状況等を考慮し、変更を検討いたします。

①「障害」「障害者」

テキスト p.141 より抜粋

1.「障害」という言葉の表記について

「障害」という言葉は、1949 年の身体障害者福祉法を機に使われています。「礙（がい）（碍（がい））」が当用漢字の使用制限によって法律では使えなくなったので、「障礙」と意味が同じ「障害」という語が採用されたためですが、「害」という文字の持つマイナスイメージの解消を図るべきだとの考え方から、「障碍者」と書いたり、「障がい者」と表記されることが増えてきました。一方では、表記をわざわざひらがなにするという発想自体、障害をマイナスだと捉えている表れであるという批判的な考え方もあります。障害者という言葉自体を使わずに、「障害を持つ人」という表現を使ったり、英語の「Challenged（挑戦を受けている人）」をそのままカタカナ書きにして「チャレンジド」と言う表現を使う人もいます。

アメリカでは、Disabled という表現が「できない」を強調しすぎる向きがあるということで、「障害者」は Persons with disabilities（障害を持つ人々）、「健常者」は Persons without disabilities（障害を持たない人々）と表現されることが多くなっています。

＊本書では、表記の問題よりも個々の受けとめ方を尊重するという考え方に基づいて、「障害」という表記を用いています。

②「徘徊」（テキスト p.147、p.148）

下記の資料にもとづき「徘徊」という表現を使用しています。

厚生労働省総務課認知症対策推進室資料（令和２年２月）p.136 より抜粋

なお、認知症の行動・心理症状（BPSD）のひとつに、いわゆる「徘徊」といわれる症状があるが、「徘徊」という言葉が「目的なく歩き回ること」などの意味を持つことから、認知症の本人の方より、目的があって外出したものの道がわからなくなってしまうなど、本人なりの理由があっての行動であり、こうした行動について目的がないとされる「徘徊」という言葉を使用されることには抵抗がある旨の強いご意見がある。

一方で、現時点ではこれに代わる同定義の用語を定めることは困難であり、また BPSD としての症状を否定するものではないことから、認知症施策推進室では、その症状について用途や文脈によって判断し、敢えて使用する必要がない場合には、例えば「行方不明」「歩き回って道がわからなくなる」などの表現を用いることとしている。各都道府県、市町村における用語の使用にあたり、参考にしていただきたい。

以上